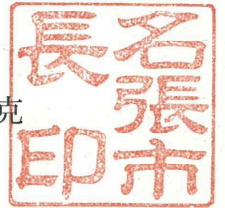


名張市告示第54号

名張市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年 4月16日

名張市長 亀井 利克



名張市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

名張市移住支援金交付要綱（令和2年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「三重県」を「都道府県」に改める。

第3条第2号ア中「三重県の区域内」を「東京圏以外の地域」に改め、同号イ中「三重県」を「都道府県」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の名張市移住支援金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に本市に転入した者に適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。